

# 伝染病による出席停止について

出席停止の伝染病（インフルエンザも含む）に罹患した場合は、学校保健法により原則として以下の表のように出席停止となります。感染拡大の可能性があるので、医師の許可がでるまで自宅で療養してください。また、伝染病が疑われる症状がみられた場合には、登校を自粛し速やかに医療機関を受診してください。

「伝染病を疑い、医療機関を受診した」際の学校の対応は以下の通りです。

## 1、伝染病の疑いがある（陽性）の場合

医師の判断により登校許可がでるまでの期間を、出席停止とし、欠席扱いにはなりません。必ず学校に診断結果をご連絡ください。なお、治癒後登校する際に、

**提出用紙上段の【治癒証明書】に医師の証明をもらったものを、担任に提出してください。**

## 2、伝染病の疑いがない（陰性）場合

伝染病でなかった場合、検査日は公欠とし、欠席、早退扱いにはなりません。**提出用紙下段の【抗体検査報告書】**を、保護者の方が記入し、**受診した医療機関の領収書も併せて**担任に提出してください。

なお、この場合、検査日のみが公欠となり、それ以降は通常の欠席とします。

\*検査結果が陰性の場合、医師の証明は必要ありません。必ず、医療機関名と受診日が記載されたものを添付して提出してください。

種別	伝染病の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	以下の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めた時は、このかぎりではない。	
	インフルエンザ （鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <b>その他</b> の伝染病	病状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

→ 溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ  
マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など